

7木総第649号
令和7年12月23日

裁決書

事件名：木津川市長が行った道路占用不許可処分（令和6年9月10日付け〇〇第〇〇号）

審査請求人 〇〇

処分庁 木津川市長 谷口 雄一

審査請求人が令和6年9月30日に提起した、処分庁による道路占用不許可処分（令和6年9月10日付け〇〇第〇〇号）（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

本件は、処分庁木津川市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和6年9月10日付けで行った道路法（昭和27年法律第128号。以下「法」という。）第32条の規定に基づく本件処分に対し、審査請求人が不服があると主張して本件処分の取消しを求めた事案である。

第2 事実関係

- 1 関係法令等の定め
別紙1記載のとおり。
- 2 事案の経緯

(1) 本件市道

審査請求人は、〇〇所在の〇〇であり、〇〇と〇〇の〇〇で〇〇の〇〇（以下「本件〇〇」という。）を経営している（全部事項証明書）。本件〇〇の付近には木津川市道〇〇（以下「本件市道」という。）が南北に走り、本件市道の東西に本件〇〇の〇〇が複数存在している（令和5年12月12日付け犬の飼育改善計画（以下「本件計画」という。）添付の図面）。

(2) 豚コレラの感染拡大に伴う緊急対策の協力要請

〇〇課長（以下「〇〇担当課長」という。）は、平成30年9月に国内で26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認されたことを受けて、関係市町の畜産行政主務課長宛てに平成31年3月14日付け「豚コレラの感染拡大に伴う緊急野生いのしし対策について（協力依頼）」（以下「本件協力依頼」という。）を送付した。本件協力依頼の主な内容は、以下のとおりである。

ア 豚コレラの発生確認後、〇〇も含め、全国において飼養衛生管理基準の遵守徹底をはじめとする防疫対策が行われてきたが、終息する気配がない。

イ 豚コレラについては、以前からヒトや車両、野生いのししなどが感染経路となった可能性があると指摘されている。

ウ 〇〇等が野生いのししを介して豚コレラに感染することを防止するため、〇〇は〇〇に対して獣害対策用電気柵を貸し付けることにした。

エ 当該電気柵の設置にあたり、当該〇〇の飼養衛生管理区域内に市町道等が含まれる又は接する場合などにおいては、当該道路の管理者に格別の配慮をお願いしたい。

(3) 令和元年許可処分

ア 審査請求人は、令和元年6月27日、処分庁に対し、豚コレラ対策として本件市道の3か所（別紙2）を閉鎖する簡易門扉（幅1.5メートル、高さ2.0メートル。以下「本件門扉」という。）を設置するにあたり、法第32条第1項の規定に基づく道路占用許可申請を行った（同月17日付け道路占用許可申請書）。

イ 処分庁は、本件門扉は法第32条第1項第1号から第6号までの物件に該当しないが、防疫上やむを得ない事情があるとして「工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設」（法第1項第7号、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第4号）を類推適用し、〇〇警察〇〇警察署長と協議した上で、令和元年10月3日付けで占用期間を同日から令和2年3月31日までとする道路占用許可を行った（以下「令和元年許可処分」という。令和元年10月3日付け道路占用許可書、2019年6月17

日付け道路占用許可申請書下部の回答書)。

令和元年許可処分には、法第87条第1項の規定に基づいて以下を含む条件が付された。

- (ア) 占用期間については、当該期間中でも豚コレラが終息し、その防疫措置の必要がなくなった場合は、本件許可は終了するものとする。
- (イ) 占用者は、道路法、同施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと。

(4) 許可条件の追加

ア その後、令和6年6月28日付け道路占用許可（占用期間は同年7月1日から同年9月30日まで。）まで期間更新が繰り返されたが、令和5年9月29日付け道路占用許可からは以下の条件が追加された（同日付道路占用許可書）。

（許可条件12）

次回の許可更新の申請日までに、本件市道上を犬が徘徊しないよう施設内での係留を完了すること。

なお、家畜防疫上の必要性から申請日までに全頭の係留が困難な場合、全頭の係留を完了する期日及び係留に必要な措置（各措置を講じる期限を含む。）を明記した改善計画を提出すること。改善計画は、提出前に○○の家畜防疫担当課の承認を受けること。ただし、改善計画の計画期間は9か月以内とすること。

全頭の係留が確認できないとき又は改善計画が提出されないとときは、道路占用許可の次回更新を認めない。

イ 前記アの許可条件12を受け、審査請求人は、令和5年11月30日付け道路占用許可申請にあたり、処分庁に対し、道路占用許可書記載の許可条件及び家畜伝染予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準の全項目を遵守する旨等を記載した同日付文書（以下、便宜上「誓約書」という。）を提出するとともに、以下の内容の同年12月12日付け犬の飼育改善計画（以下「本件改善計画」という。）を提出した。

- ① 現在収容しきれていない飼育犬は、敷地内にフェンスを設置し、そのフェンス内を衛生管理区域（以下「本件管理区域」という。）外として当該フェンス内に収容する。
- ② 令和6年5月までにフェンス設置予定地を片付ける。
- ③ 令和6年6月から同年7月までの間にフェンスの設置を行う。

④ 令和6年8月末にはフェンスに犬を収容する。

また、○○担当課長は、当該申請にあたり、処分庁に対し、以下の内容を含む令和5年12月12日付け「豚熱感染防止対策への協力について」(畜号外)を提出した。

① 審査請求人が同年11月30日付け念書の記載事項を守るよう責任を持つて指導すること。

② 本件計画の内容は、防疫上のリスクを高めるものではないこと。

ウ なお、令和6年2月9日付け及び同年5月16日付けの各道路占用許可申請にあたっても、審査請求人は処分庁に誓約書を提出し、○○担当課長も処分庁に前記イの「豚熱感染防止対策への協力について」と同一内容の文書を提出している。

(5) 許可条件の変更

処分庁は、本件計画の提出を受け、令和6年1月5日付け道路占用許可、同年3月22日付け道路占用許可及び同年6月28日付け道路占用許可において、前記(4)アの条件に代えて以下の条件(以下「本件許可条件12」という。)を付した。

(許可条件12)

次回の許可更新の申請日までに、本件市道上を犬が徘徊しないよう施設内での係留を完了すること。

ただし、申請日までに犬の係留が完了しない場合は、飼育改善計画を確実に履行すること。以下略。

(6) 本件許可条件12に関する指導及び要請

ア 木津川市○○部○○課は、審査請求人に対し、令和6年3月21日付け「市道占有許可条件の順守について」(○○第○○号)により、以下の指導及び

警告を行った。

① 同年2月28日、複数の犬が本件管理区域内を未係留の状態で徘徊し、本件市道上を往来する姿が確認された。当該状況は本件許可条件12に違反するとともに、本件管理区域内における犬の飼育は飼養衛生管理基準に適合しない。したがって、○○担当部署の指導に従って直ちに当該基準に適合するために必要な措置を講じるよう指示する。

② 家畜防疫対策と市道の安全かつ円滑な通行の両立が図られるよう本件計画を確実に履行すること等を求める。本件許可条件12の遵守が確認できない場合は、理由の如何を問わずその後の本件許可の更新は認めない。

イ また、同〇〇課は、〇〇担当課に対し、令和6年3月21日付け「適切な豚熱感染防止対策の実施に必要な指導について（要請）」（〇〇第〇〇号）により、前記ア①を指摘するとともに、飼養衛生管理基準の全項目が遵守された場合に限って当該基準の例外として市道（公道）を衛生管理区域内に含むことができるとする同〇〇の見解によれば、前記ア①の状況は本件管理区域の妥当性及び本件占用の必要性が根本から揺らいでいるとも指摘して、審査請求人に対する指導を要請した。

(7) 本件申請

ア 審査請求人は、令和6年8月29日、処分庁に対し、本件門扉に関して法第32条第1項の規定に基づく道路占用許可申請（期間更新）を行った（以下「本件申請」という。同日付道路占用許可申請書）。

イ 本件申請にあたっても、審査請求人は処分庁に同日付け誓約書を提出し、〇〇担当課長は処分庁に前記(4)イと同趣旨の同月30日付け「豚熱感染防止対策への協力について」（畜号外）を提出した。

(8) 本件処分

処分庁は、9月10日、審査請求人に対し、以下の理由で本件申請を不許可とする本件処分を行い、同日付け道路占用許可申請に対する回答書を送付することにより審査請求人に本件処分を通知した。

（不許可理由）

これまで〇〇担当課長からの依頼文書（協力要請）及び審査請求人からの誓約書も含めて期間更新を許可してきたが、令和6年9月2日に木津川市の〇〇課職員が占用状況を確認したところ、本件管理区域内を複数の犬が未係留の状態で徘徊し、本件市道上を往来する姿が確認された。このことは、本件計画が履行できず、本件許可条件12が遵守されなかつたことを意味しており、また誓約書記載の「家畜伝染病予防法第12条の3に規定する飼養衛生管理基準」の項目が遵守されていないことからCSF（豚熱）の防疫上やむを得ない事情とは認められないため、不許可とするものである。

(9) 本件審査請求

審査請求人は、令和6年9月30日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求をした（以下「本件審査請求」という。）。

第3 審理段階における審理関係人の主張

1 審査請求人の主張（審査請求書、令和6年11月20日付け反論書）

(1) 本件市道と里道の境界確定について

そもそも本件市道と〇〇の里道とが重なっており、また、本件市道、木津川市の里道及び〇〇の里道が整理、確定されていない。本来、道路占用許可申請は、市道が確定されていて、の話である。

(2) 犬の飼養及び収容について

ア 審査請求人は、野生動物（ネコ、イタチ、アライグマ、ヌートリア、サル）を〇〇内に立ち入らせないために追い払い犬として飼養している。木津川市から出入りする野良猫の保護については、木津川市、〇〇警察〇〇署及び〇〇保健所に何度も協力を求めたが、「どうしようもない。」などと言われた。

イ 審査請求人は、令和5年秋、処分庁及び〇〇担当課に対して犬全頭の収容は無理であると申し出た（審査請求書）。

審査請求人は、同年11月以降、誓約書及び飼育改善計画書を提出したが、当初はこれらの提出に関して処分庁に抗議するつもりだった。しかし、〇〇担当課から念書等を提出すれば占用許可（期間更新の許可）がもらえるからと言われ、提出したものである。

(3) 前回更新時の写真撮影について

令和5年6月半ば、木津川市役所の職員が本件〇〇に来て、道路占用許可申請にあたって関係のない写真を撮影した。同月27日に同市役所に出向いて撮影対象を確認したところ、〇〇が所管する水濁法、建造物、愛玩動物（敷地内にいる犬）に係る写真が含まれていたことから、当該写真は道路占用許可に關係がないものとして削除させた。

(4) 結論

以上のことから、本件処分は不当である。

2 処分庁の主張（弁明書）

(1) 本件処分までの経緯

ア 本件門扉及びこれと連続して設置されている獣害防止柵で囲われた範囲が本件管理区域に設定されている。

衛生管理区域については、家畜伝染病予防法第12条の3第1項の規定に基づく飼養衛生管理基準に係る遵守指導の手引き（豚及びいのししの場合）

（令和4年10月3日一部変更後のもの。）において「不特定多数の者が出入りのたびに消毒や衣服・靴の交換ができない場所（公道、生活居住区等）は、衛生管理区域の範囲に含めることができません。」と記載されている。しかし、指導権限を有する〇〇担当課からの家畜防疫対策への協力依頼もあり、公益上やむを得ない事情があるとして令和元年10月3日より道路占用許可を

行ってきた。

イ その一方で、審査請求人による占用当初から、未係留の犬が本件管理区域内の本件市道を徘徊している状況が確認された。この状況は飼養衛生管理基準に違反するとともに、本件市道の安全な通行が阻害されるものであることから、処分庁は、審査請求人に指導を行ってきたが改善されなかった。

そのため、処分庁は、令和5年9月29日付け道路占用許可（期間更新）の際に、法第87条第1項の規定に基づき本件許可条件12を追加した。また、本件許可条件12の履行に関しては家畜防疫上の事情も考慮して十分な猶予期間を設け、当該期間における審査請求人への指導や〇〇担当課への要請は文書で行うなど、処分庁は丁寧に対応してきたものである。

(2) 本件許可条件12の不遵守

令和6年9月2日に処分庁の担当職員が現地を確認した際、複数の未係留の犬が本件区域内の本件市道上を徘徊していた。また、本件改善計画に記載された犬を収容するフェンスは未完成であり、収容できる状態ではなかった。

以上のことから、本件許可条件12が遵守されているとは認められず、本件申請を不許可とした。

第4 木津川市行政不服審査会の調査審議段階における審査関係人の主張

1 審査請求人の主張（令和7年4月28日付け反論書、意見陳述）

(1) 本件市道と里道の境界確定について

現在も本件市道と里道の境界が確定されていない。本件市道と里道の確定は本件処分の前提問題であることから、審査会において全容を明らかにして適正に審査すべきである。

(2) 本件許可条件12について

本件許可条件は、審査請求人との事前協議なく付された。当初は事前協議に出席して意見を述べる機会があったが、途中から当該機会が与えられなくなつた。許可の都度、審査請求を行うことも考えたが、〇〇担当課から止められた。

したがつて、審査請求人との事前協議なくして付された本件許可条件12は不当であり、その不履行を根拠とする本件処分も不当である。

(3) 本件管理区域内で犬を飼養する理由

審査請求人は、飼養衛生管理基準を遵守しなければならないと理解しているが、〇〇に侵入する野良猫を発見するために犬を飼育している。毎年、野良猫が山から〇〇の中に入つて出産する。野良猫にも〇〇に有害なウイルスや菌があるので、〇〇から野良猫を追い払わないといけない。〇〇の中に野良猫がい

ると、数頭の犬が野良猫の方を向くので、審査請求人の従業員等は野良猫に気づくことができる。これまで、国や○○に対して何度も追い払い犬として認めてほしいと伝えてきたが、同○○からは衛生管理区域内で犬を飼育しないように指導され、結局、言い合いになってしまう。

2 審査庁の主張（主張書面）

(1) 令和元年許可処分

本件門扉は、法第32条第1項に規定する工作物等に該当しないものの、野生いのしし対策に関する○○からの協力依頼を公益的要請と認定し、法第33条に規定する審査基準の適合性を以下のとおり判断した。

ア 法第33条第1項

本件門扉について法第32条第7号（令第7条第4号）を類推適用する。

道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものかどうかについて、公益的要請による門扉の設置が必要であると判断する。

イ 法第33条第1項及び令第9条第2号

豚コレラ対策のため、令和元年度中を占用期間とする。ただし、占用期間中に終息することも考えられるため、終息すれば許可を終了することを条件とする。

ウ 法第33条第1項及び令第10条第1号

本件門扉の最下部と路面との離反距離は4.5メートル未満であり基準外だが、門扉設置に係る公益的要請を勘案し、やむを得ないと判断する。

エ 法第33条第1項及び令第12条第1号イ

ワイヤーグリッドフェンスであり、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水のおそれはない。

オ 法第33条第1項及び令第13条第1号

ワイヤーグリッドフェンスであり、その保持に支障はない。

カ 法第33条第1項及び令第13条第3号

特に関係なし。

キ 法第33条第1項及び令第13条第4号

道路を封鎖するが、当該場所は人や車両の通行が極めて少ない場所である。いのししが活動的になる夜間のみの封鎖であり、門扉は施錠されておらず手動で開閉が可能のため、通行が可能である。

ク 法第33条第1項及び令第13条第5号

封鎖は夜間であるため、交通の危険防止のために赤色灯又は黄色灯の点灯

並びに設置の趣旨、開閉しての通行が可能な旨の周知看板の設置を許可条件とする。

- ヶ 法第33条第1項及び令第14条第1号
特に問題なし。
- コ 法第33条第1項及び令第14条第2号
封鎖は、人や車両の通行がほぼない夜間である。
- サ 法第33条第1項及び令第14条
該当事項なし。
- シ 法第33条第1項及び令第16条本文
該当事項なし。

(3) 本件処分について

未係留の犬の徘徊を放置してきたこと及び処分庁の指導に従わず本件許可条件12を遵守しなかったことは、「道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるもの」(法第33条第1項、令第12条第1号イ)の要件を満たさないとともに、「交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること」(法第43条第2号)に該当する。

したがって、処分庁は、令和6年3月21日付け「市道占有許可条件の順守について」(〇〇第〇〇号)等により警告してきたとおり、本件申請(期間更新)を認めず、本件処分を行ったものである。〔原文ママ〕

第5 裁決の理由

1 審査請求の対象

(1) 本件市道と里道の確定について

審査請求人は、本件市道及び里道の確定は本件処分の前提問題であるところ、現在も確定されていないため、木津川市行政不服審査会において全容を明らかにして適正に審査すべきである等と主張する。

しかし、審査請求の対象は、行政庁の処分又は不作為である(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条、第1条第2項、第3条)。本件申請により占用許可を求めた部分が本件市道か道路法の適用のない里道かについては、隣接する民有地も絡んだ境界確定の問題であって、民事訴訟等において解決されるべきものであり、本件市道と里道の確定は、本件審査請求の対象とはならない。

(2) 本件許可条件12の違法性・不当性について

ア 審査請求人は、審査請求人との事前協議なくして付された本件許可条件12は不当であり、その不履行を根拠とする本件処分も不当であると主張する。イ しかし、本件許可条件12は、令和6年1月5日付け道路占用許可、同年3月22日付け道路占用許可及び同年6月28日付け道路占用許可にそれぞれ付されているところ、本件許可条件12が付されたことの違法性・不当性は、各許可処分の審査請求において争うべきものである。

また、前記アの主張は、法第87条第2項の規定に鑑みると本件許可条件12が違法であることを包含する趣旨と解する余地があることから、違法性の承継を認めるべきかについて検討すると、本件許可条件12が付された各許可処分と本件処分（不許可処分）は、同一目的を達成するための一連の手続における先行行為と後行行為の関係ではなく、前者の効力は後者の有無等に關係なく発生する。また、本件許可条件12の不履行を考慮した後の行政処分（本件処分）が行われるまで、本件許可条件12が違法であるとして争訟を提起しなかったことについて、合理的な理由は見出せない。したがって、違法性の承継は認めるべきではない。

以上のことから、従前の各許可処分に本件許可処分12が付されたことの違法性・不当性についても、本件審査請求の対象とはならない。

2 判断枠組み

(1) 道路の本来の目的は一般交通の用に供することであり（法第2条第1項）、道路の占用は道路の副次的用法であって、道路の占用許可は道路の本来の機能を阻害しない範囲内においてのみ特別に認められるべきものであるから、法第32条第1項の占用許可の判断は、法第33条第1項の基準を満たすことを前提として、当該道路の状況や道路管理の手法・実状等に通じた道路管理者の政策的、技術的な観点に基づく合理的な裁量判断に委ねられているものと解される。

したがって、法第32条第1項の占用許可をするか否かは、原則として、それが社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるとして、違法とはならないと解する（大阪地裁昭和62年9月30日判決（判例タイムズ670号84頁、判例地方自治44号58頁））。

(2) もっとも、既に占用が許可されている者から期間更新の申請があった場合については、期間の更新は新たな権利の設定ではなく既存の権利の承認としての性格を有し、占用者の利益を保護する必要があることから、当該占用を継続させることが適當ではない特別の理由がない限り、これを許可すべきであると解する（道路法令研究会編『改訂6版道路法解説』（2023年、大成出版社）2

94頁以下)。

3 本件処分の適法性及び妥当性

- (1) 本件申請に関しては、法所定の要件は概ね充足することから、審査請求人による占用を継続させることが適當ではない特別の理由があるか否かにつき、以下、検討する。
- (2) 木津川市行政不服審査会からの質問に対する審査請求人の回答等によれば、前記第2、2の事実のほかに、以下の事実が認められる。
- ア 令和6年8月末日当時、本件管理区域内に存在した犬は30頭ほどで、このうち24頭ほどは〇〇に登録しているが、残りの6頭ほどは令和元年に鳥獣用フェンスを設置した際に入ってきた野犬である。もともと野犬だった個体は、狂犬病ワクチンの接種ができていない。審査請求人は同日時点までに全頭の犬をフェンスに収容することができず、同日時点で11頭前後（もともと野犬だった個体を含む。）が未係留であった（審査請求人代表者に対する質問の回答）。
- イ 処分庁の職員は、令和6年9月2日、複数の未係留の犬が本件管理区域内の本件市道上を徘徊し、その糞便が本件管理区域内に放置されていることを確認するとともに、本件計画における犬用の収容フェンスの設置が未完成であることを確認した（写真）。
- ウ 本件市道は、〇〇の山間部に存在するものの、審査請求人の代表者や従業員等以外の者も利用している（審査請求人作成の2023年6月15日付け連絡文書）。
- (3) 前記(2)及び前記第2の2の事実によれば、審査請求人は、令和6年8月末日までに犬を係留していないどころか、本件計画で同年7月までに設置するとされていた犬用のフェンスも、十分な猶予期間をあつたにもかかわらず全頭分を設置せず、これらの不履行に関して客観的にやむを得ない事情があつたとも認められない。（なお、意見陳述が開催された令和7年7月31日時点においても、審査請求人代表者は犬の全頭係留ができないと述べている。）。
- また、本件管理区域内の未係留の犬は、審査請求人代表者によれば人に対する警戒心が強いというのであり、また、狂犬病ワクチン未接種で不衛生な個体も含まれている。
- 他方で、従前の占用許可処分は、飼養衛生管理基準の全項目が遵守された場合に限って当該基準の例外として市道を衛生管理区域内に含むことができるという〇〇の見解を前提にしているところ、審査請求人は、令和元年以降、本件管理区域内で家畜以外の動物（もともと野犬だった個体を含む。）を飼育して当

該基準に違反している。

以上を踏まえると、本件管理区域内の本件市道は利用者が多いとはいえないものの、道路の安全な通行が脅かされ続けている一方で、独自の見解から飼養衛生管理基準を長期間遵守しない審査請求人にこれ以上の期間更新という利益を認める必要性は極めて乏しいことから、審査請求人による占用を継続させることが適当ではない特別な理由が認められる。

- (4) 審査請求人のその他の主張は、前記判断を左右するものではない。
- (5) したがって、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項により、主文のとおり裁決する。

令和7年12月23日

審査庁 木津川市長 谷口 雄一

教示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木津川市を被告として（訴訟において木津川市を代表する者は木津川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木津川市を被告として（訴訟において木津川市を代表する者は木津川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過

した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙1 関係法令等の定め

1 道路法（昭和27年法律第180号）

（道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第2項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2～6 略

(道路に関する禁止行為)

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

(道路管理者等の監督処分)

第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
 - 三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者
- 2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
- 一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

- 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3～7 略

(許可等の条件)

第87条 国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第34条又は第47条の2第1項の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

2 道路法施行令（昭和27年政令第479号）

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第7条 法第三32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～三 略

四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

五～十四 略

(占用の期間に関する基準)

第9条 法第32条第2項第2号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内

イ～チ 略

二 その他の法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設 五年以内

(一般工作物等の占用の場所に関する基準)

第10条 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての同条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、自動運行補助施設、第7条第2号に掲げる工作物、同条第3号に掲げる施設、同条第6号に掲げる仮設建築物、同条第7号に掲げる施設、同条第8号に掲げる施設、同条第11号に掲げる応急仮設建築物及び同条第12号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第33条

第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第1項第2号、第11条の2第1項第1号、第11条の3第1項第1号、第11条の6第1項、第11条の7第1項、第11条の8第1項及び第11条の9第1項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 略

ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分（法のり敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。

ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

二～五 略

（構造に関する基準）

第12条 法第32条第2項第4号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

ロ 略

ハ 略

二～四 略

（工事実施の方法に関する基準）

第13条 法第32条第2項第5号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。

二 略

三 略

四 原則として、道路の一方の側は、常に通行することができるることとすること。

五 工事現場においては、さく又は覆いの設置、夜間における赤色灯又は黄色灯の点灯その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

六 略

(工事の時期に関する基準)

第14条 法第32条第2項第6号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して適当な時期であること。
- 二 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること。特に道路を横断して掘削する工事その他道路の交通を遮断する工事については、交通量の最も少ない時間であること。

3 道路交通法（昭和35年法律第105号）

(道路の使用の許可)

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 略
- 四 略

2～7 略

(許可の手続)

第78条 前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

- 2 前条第1項の規定による許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。
- 3 所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付し

なければならない。

4～6 略

(道路の管理者との協議)

第79条 所轄警察署長は、第77条第1項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、当該道路の管理者に協議しなければならない。

4 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

(飼養衛生管理基準)

第12条の3 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第21条第1項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に關し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関する基本的な事項
- 二 衛生管理区域への家畜の伝染性疾病の病原体の侵入の防止の方法に関する事項
- 三 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
- 四 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に關し必要な事項

3 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

4～5 略

5 家畜伝染予防法施行令（昭和28年政令第235号）

(飼養衛生管理基準を定めるべき家畜)

第4条 法第12条の3第1項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

6 飼養衛生管理基準

I 家畜防疫に関する基本的事項

1～7 略

8 衛生管理区域の設定

農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等によって分け、両区域の場所が明確に分かること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接觸する物品の保管場所並びに家畜に直接接觸された者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

9～10 略

1 1 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。

II 略

7 飼養衛生管理基準順守指導の手引き（豚及びいのししの場合）（令和4年10月3日一部変更後のもの）

I 家畜防疫に関する基本的事項

1～10 略

1 1 愛玩動物の飼育禁止

1. 本項目の目的

略

2. 不遵守の判断基準

衛生管理区域内への家畜以外の動物（番犬や飼い猫を含む。）を侵入させている場合及び衛生管理区域内で当該動物を飼育している場合は不遵守となります。ただし、区域外で給餌する等により当該動物が侵入しないよう対策を講じている場合を除きます。以下略。

3. 参考情報

野生動物の侵入防止については、犬等の飼育ではなく、防護柵の設置等の

方法により対策してください。以下略。

別紙2 門扉設置個所

